

被服貸与規程

昭和42年12月13日

規程第4号

当組合に勤務する職員に対する被服の貸与着用及び保管並びに貸与方法については、岸和田市の職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行前に貸与された被服は、この規程に基づいて貸与されたものとみなす。